

射水市監査委員告示第5号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和8年5月に実施した総務課、防災・資産管理課、公共施設マネジメント推進課、課税課、収納対策課、検査監、選挙管理委員会事務局の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年5月20日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 長谷川 清彦

射水市監査委員 山崎 晋次

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(財務管理部) 総務課、 防災・資産管理課、 公共施設マネジメント推進課、
課税課、 収納対策課、 検査監
(選挙管理委員会) 選挙管理委員会事務局

(2) 選定理由

総務課、 防災・資産管理課、 公共施設マネジメント推進課、 課税課、 収納対策課、 検査監、 選挙管理委員会事務局の財務に関する事務、 経営に係る事業の管理については、 監査の実施頻度、 金額的・質的重要性などから、 次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間 (監査範囲)		
監査委員監査	防災・資産管理課	令和7年5月2日 ～ 令和7年5月19日 (令和6年度執行分)	書面監査	
	課税課			
	収納対策課			
書面監査	総務課		令和7年5月2日 ～ 令和7年5月19日 (令和6年度執行分)	監査委員監査
	公共施設マネジメント推進課			
	検査監			
	選挙管理委員会			

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和7年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。

	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

財務管理部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和8年5月1日から令和8年5月18日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 総務課

総務課は、条例・規則の審査・公布、入札に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 条例、規則等の審査、公布及び編纂に関すること
- ② 情報公開に関すること
- ③ 入札及び契約に関すること

(2) 防災・資産管理課

防災・危機管理課は、防災対策、危機管理及び市有財産の維持管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 防災・危機管理全般の指揮・統括に関すること
- ② 市有財産の維持、管理及び処分に関すること
- ③ 公共用地の取得、処分及び登記事務の手續に関すること

(3) 公共施設マネジメント推進課

公共施設マネジメント推進課は、公共施設のマネジメントの推進及び指定管理者制度に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 公共施設のマネジメントの推進に関すること
- ② 公共施設等総合管理計画に関すること
- ③ 指定管理者制度に関すること

(4) 課税課

課税課は、市民税及び固定資産税等の賦課事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 個人・法人市民税の賦課に関すること
- ② 軽自動車税の賦課に関すること
- ③ 固定資産税の賦課に関すること
- ④ 罹災証明に関すること

(5) 収納対策課

収納対策課は、市税等の収納事務及び債権管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市税等の収納消込及び管理に関すること
- ② 市税等の催告及び納税相談に関すること
- ③ 市税等の滞納整理に関すること

(6) 検査監

検査監は、工事等の検査に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 工事等の検査に関すること
- ② 工事監察に関すること
- ③ 工事等の設計積算、技術指導に関すること

(7) 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会は、各種選挙の管理執行や選挙の啓発などの事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 選挙の管理執行及び啓発・周知に関すること。
- ② 選挙人名簿の調製に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 防災・資産管理課

ア 平時からの危機管理意識を全職員が持ち、それを高めるための訓練や研修を継続的に実施することで効果的な危機管理に努められたい。

イ 包括管理事業者と密に連携を図ることで、老朽化した庁舎の資産価値の維持と機能性の確保並びに将来的な財政負担の平準化に努められたい。

ウ 利用計画のない未利用市有地については、公売等の手続きを迅速に進められたい。

(2) 課税課

ア 公平公正かつ正確な課税業務の遂行には、市税に対する納税者の信頼確保が最も重要となることから、各種研修会等への積極的な参加による専門知識の習得や実務能力の向上を図るなど、職員一人ひとりの能力向上に一層努められたい。

(3) 収納対策課

ア 公平公正な納税の推進と滞納繰越額の削減を確実に進めるため、適切な納税相談の実施やコールセンターの有効活用、また必要に応じた実地調査の導入・検討を進めるなど、早期かつ円滑な納税を推進されたい。